

配置期間：令和3年1月22日から2月21日まで
担当部署：教育委員会事務局 生涯学習課

令和3年度～令和7年度

第5期

恵那市家庭教育支援計画（案）

ステップ親子学びプラン
～生まれた命が次の命を育むまで～

令和3年 月

恵 那 市

■目次

第 1 章	計画の策定にあたって	P3
(1)	計画策定の背景	
(2)	計画の位置付け	
(3)	他計画と本計画の関係	
(4)	他計画と本計画の期間	
(5)	計画の策定体制と手法	
第 2 章	恵那市の家庭を取り巻く現状	P8
(1)	家庭を取り巻く現状	
(2)	計画の名称	
第 3 章	課題の整理	P9
(1)	市民意識調査に基づく結果	
(2)	家庭教育学級保護者アンケートに基づく結果	
(3)	青少年のインターネット利用環境実態調査に基づく結果	
(4)	課題の整理	
第 4 章	計画の基本的な考え方	P11
(1)	計画の基本的な視点	
(2)	計画の基本理念	
(3)	施策の体系	
第 5 章	具体的な事業の展開	P16
第 6 章	計画の推進体制	P17
資料	計画の策定経緯	P18

第1章 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

現代社会における少子・高齢・核家族化、国際化、情報化の加速と親世代の価値観の変化など社会の変容の波は、ここ恵那市にも着実に押し寄せてきています。このような社会的背景から子育てに関わる環境の整備や、子ども達の心身ともに健やかな成長を支援していくことは、恵那市の将来のために極めて重要な施策の柱と位置づけられなければなりません。

家庭は、子どもの心身がバランスよく成長するための基盤であり、子どもにとって、社会生活に必要な基本的な生活習慣を身につけ、人間形成の基礎を培う重要な役割を担っています。したがって家庭教育の充実のためには、親に対する子育て支援がとても重要であり、子どもの側から見れば、家庭教育こそが自らの生涯学習の基盤づくりにつながるものなのです。

このように家庭は、生涯学習の原点として、すべての教育の出発点であり、新たな時代を主体的に生き抜く能力、意欲、個性を培うところでもあります。そのためにも子育てをしている親や、これから親になる人が、家庭教育の役割と重要性を認識し、実践的な教育力を高めていくことが必要です。

(2) 計画の位置付け

教育基本法第10条では、家庭教育について、父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めることとしております。また国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないとしております。国は「家庭はあらゆる教育の原点であり出発点である」と説明しております。しかし、日本の社会において全ての世代で孤立化が進んでいる中、昨今問題となっている青少年の犯罪の増加や児童虐待、育児放棄、不登校や引きこもりの原因の一つに、親が子どもたちに対して、どのように向き合ったら良いか、親自身が不安になり、自信を無くし、助けを求めている状況が考えられます。

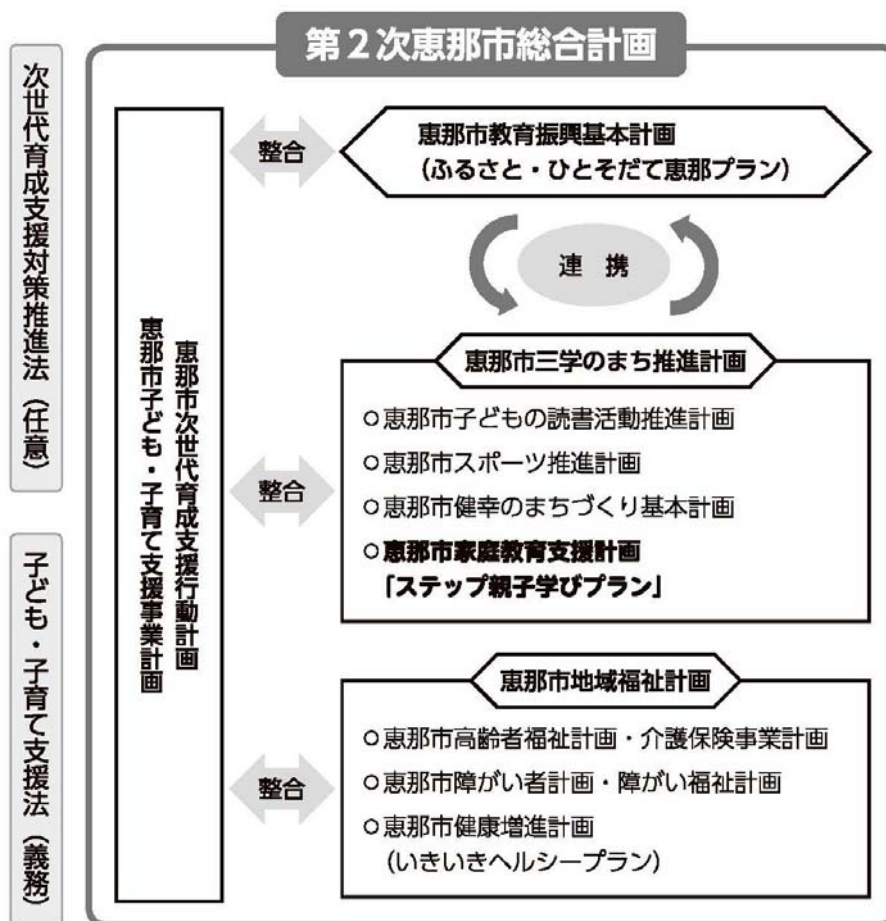
恵那市家庭教育支援計画は、家庭の教育力の強化と向上を目指し、行政や地域、学校などが連携して家庭や親を支えていくための計画となるものです。

家庭教育のほかにも、子育て支援には、子どもの健やかな成長のための施策や親の子育て負担の軽減など、主として福祉分野が中心となる様々な支援策があります。それに対し当計画では、それらの福祉施策とは別に、家庭の教育力の向上に的を絞った支援策を検討していきます。

この計画は、「第2次恵那市総合計画」に基づき、「恵那市教育振興基本計画

（ふるさと・ひとそだて恵那プラン）」との連携、「恵那市子ども子育て支援事業計画」といった関連計画との整合性を図りながら策定にあたっています。乳幼児期から青年期までを見通した家庭教育支援の全体像を示し、子どもたちの幸せを願いながら、心豊かに生きる力を育み、恵那市を支え、次世代を担う人材の育成を目指すことを目的として、「恵那市三学のまち推進計画」の中に『恵那市家庭教育支援計画』を位置付けています。

(3) 他計画と本計画の関係



本計画との整合性を図っている「恵那市子ども・子育て支援事業計画」は、法的に位置付けられた計画であります。この計画は、近年の社会潮流や恵那市の子どもを取り巻く現状、また第4期計画の進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するためのもので、次世代育成支援や母子保健等、恵那市の子どもと保護者を対象とした施策の基本的な方向性を定めています。これを受けて『恵那市家庭教育支援計画』では、地域に愛着をもち、地域を担う親と子どもを『学び』をとおして支えていくものとしします。

また「恵那市教育振興基本計画（ふるさと・ひとそだて恵那プラン）」は、教育法第17条第2項の規定に基づき、恵那市教育委員会が定める「恵那市におけ

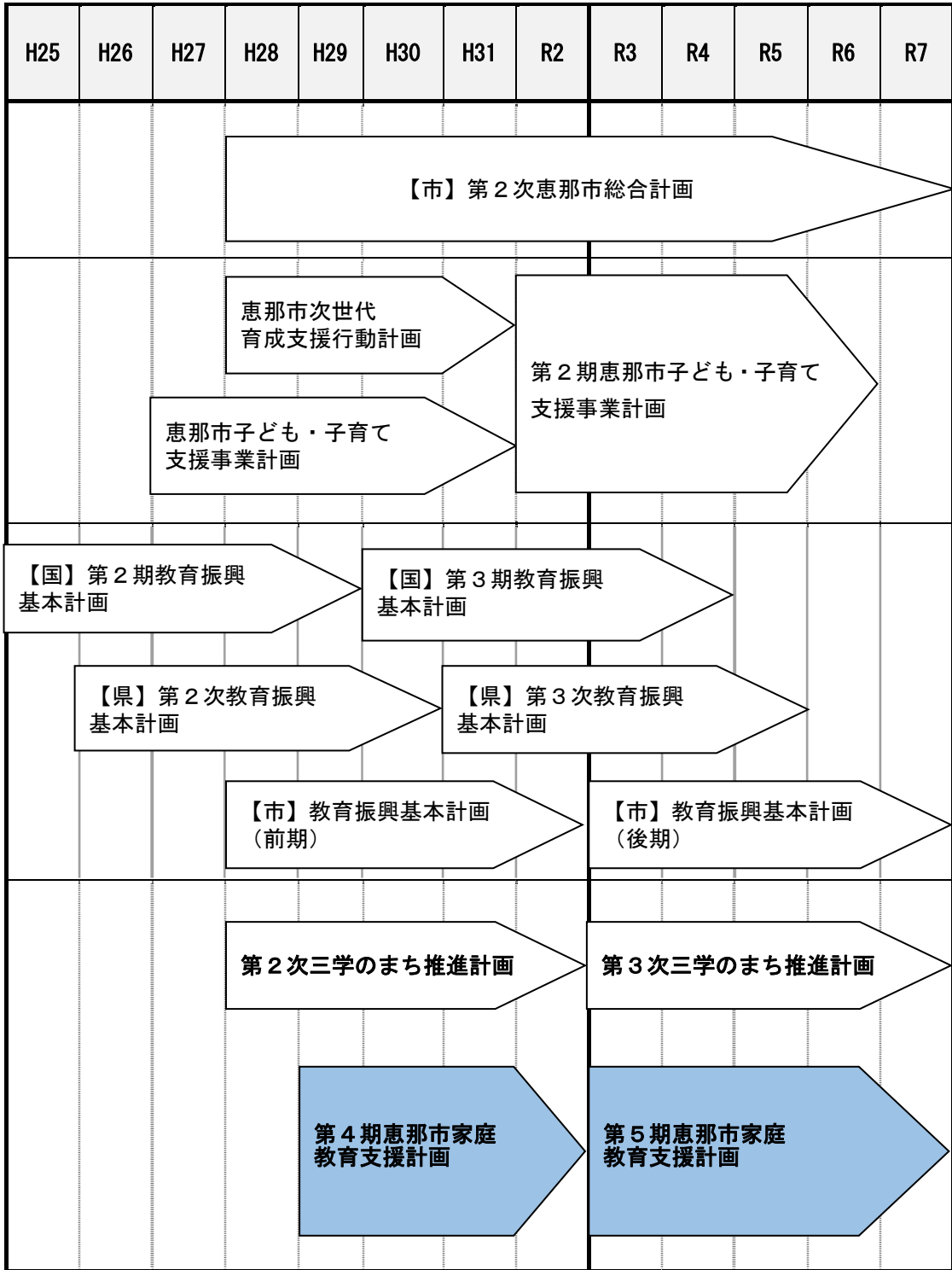
る教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、国や岐阜県の関連計画も参酌しながら策定したものです。そして「第2次恵那市総合計画」に基づく本市の教育分野のマスタープランとなるものであり、教育分野の関連計画を包括的・一体的に推進するための計画です。その施策では、家庭教育支援の具体的な取り組みを以下のようにあげています。

【具体的な取組】

- 子育てに対する自信や対処能力を持つことができる情報交流・相談の場を提供します。
- 子どもたちが、新たな時代を主体的に生き抜く能力・意欲・個性を育むために、家庭や地域の協力向上のための学習機会を提供します。
- 子育てについて悩みや不安を解消するため、親同士の交流や地域との結びつきを深める機会を創出し、親の育ちを支援します。
- 心豊かでたくましい子どもを社会全体で育てるため、地域の協力を得て様々な体験・学習活動や地域住民との交流活動を行います。

本計画では「恵那市教育振興基本計画」にある「家庭教育支援」の取り組みをもとに、さらに関係機関が連携できる詳細な計画として「親の学びの場」と「子どもの学びの場」を提供する計画として策定しました。

(4) 他計画と本計画の期間



教育振興基本計画 P4 一部改正

『恵那市家庭教育支援計画』は「2次恵那市総合計画」「恵那市教育振興基本計画（ふるさと・ひとそだて恵那プラン）」「恵那市三学のまち推進計画」等と関連づけた計画とするために5年間ごとの見直しとし、第5期については令和3年度から令和7年度の5年間とします。

(5) 計画の策定体制と手法

本計画の策定にあたっては学校関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に

資する活動を行う者、学識経験のある者、その他教育委員会が必要と認める者等で構成する「社会教育委員会」において審議、承認します。また「社会教育委員会」から選出した委員と乳幼児期の家庭教育学級の企画・運営に携わっているコミュニティセンター主事から選出したコミセン主事、家庭教育に関係した市役所関係部署の担当者により構成した計画策定部会において策定作業を行います。

また本計画の策定に先立ち、令和元年度市民意識調査結果から子育て支援に関連した設問結果や乳幼児期の家庭教育学級保護者アンケート結果、近年のネット社会に関連して内閣府が実施している青少年のインターネット利用環境実態調査の結果等を活用し、課題を整理しました。

第2章 恵那市の家庭を取り巻く現状

(1) 家庭を取り巻く現状

少子化や核家族化が進む中、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく様変わりし、兄弟姉妹や友達と遊んだり、高齢者や地域の人々と接したりする機会が少なくなっています。これまでは家庭の中や世代間のふれあいによって自然になされていた教育も質的に変化してきています。また女性の社会進出が進む中、育児と仕事の両立で親の負担が増え、子育てをする中で親として学び、育つ機会が減少しています。

さらに核家族化が進む中で、子育てを母親一人が担い、近所や親戚とのつきあいが少なくなっているという状況の中、多くの親が子育てについて悩みや不安を抱えています。以前は、親が子育てについて誰にも相談できずに、自分だけの責任で育児をすることは考えられませんでした。一方、子どもたちも放課後や休日には、近所の同年齢や異年齢の友達との集団遊びを通して人間関係を学んだり、地域の大人たちと関わりを持ったりしていました。しかし近年では、屋外で遊ぶ子どもの姿も少なくなり、屋内でスマートフォンやパソコン、ゲーム機などの機器を活用して、インターネットを利用して過ごすといった傾向にあり、人と人が直接関わる機会が減少しています。

このような生活環境から青年に成長したときに社会になじめないことに悩み、苦しむ人も少なくありません。

このような状況を打破し、子育てを楽しく、さらに子どもたちが心豊かに生きる力を育むことができるようになるためには、親同士や地域との結びつきを増やすことが大切です。そのためには保護者や地域と行政がしっかり連携し、社会全体で家庭や子どもたちを支えることが重要です。さらに、親が自信を持って子育てを行うことができるよう、家庭教育に関する学習の機会を拡充するなど、支援の強化が重要になってきます。

(2) 計画の名称

こうした恵那市の家庭を取り巻く現状を踏まえて、親子が共に学び、共に成長し、ステップアップしていく願いを込めて『恵那市家庭教育支援計画』の名称を次のとおりとします。

ステップ親子学びプラン

～生まれた命が次の命を育むまでに～

第3章 課題の整理

(1) 市民意識調査に基づく結果

令和元年12月に実施した「令和元年度恵那市市民意識調査」の中で、子育て支援に関連した設問では、以下のような傾向が表れています。

【市民意識調査概要】

- ・調査方法：調査票を郵送にて配布・回収
- ・調査期間：令和元年8月16日（金）～8月30日（金）
- ・回収結果：抽出数2,500件、有効回答数1,190件、有効回答率47.6%

市民意識調査の設問の中で、第2次恵那市総合計画の目標指標の基本施策「(1)安心して子供を育てる」に関連して『子育て環境が良いと感じている子育て中の市民』の設問に対し、「良い・やや良い」と感じている市民の割合は、平成30年度の25.8%から令和元年度では29.7%と3.9%増加しています。全体の3割が満足度を示しており、近隣市と比較しても高い割合となっています。

(参考) 同様の設問に関する近隣市の状況

- ・多治見市：安心して子育て・子育てするまちづくりに対し、-0.43ポイント。
- ・土岐市：子育て支援の充実に対し、+0.11ポイント。
- ・瑞浪市：子どもを産み育てやすいに対し、良いが11.4%。
- ・中津川市：子育て環境・支援の取り組みに対し、良いが5.8%

また個別の設問の中で「子育て支援策として何が重要だと思いますか」の設問に対し、「子育てに対する経済的支援の充実」が48.6%、「教育費にかかる支援の充実」が43.1%、「子どもの医療費にかかる支援の充実」が21.5%と『経済的支援』の充実が上位を占めています。

(2) 家庭教育学級保護者アンケートに基づく結果

乳幼児期の家庭教育学級に参加している保護者向けに実施したアンケートの設問では、以下のような傾向が表れています。

家庭教育学級に参加してどうかとの設問に対し、参加して良かったとの回答が92%、家庭教育学級で学んだことを家庭で取り入れ、実行したいかとの設問に対し、取り入れてみたいとの回答が87%となっており、家庭教育学級の取り組みに一定の評価を得ています。しかし、家庭教育学級に参加している理由に関する設問に対し、自主的に参加して色々な学びや活動をしたいとの回答が30%とやや低い傾向にあります。

(3) 青少年のインターネット利用環境実態調査に基づく結果

内閣府が「青少年インターネット環境整備法」の施行状況のフォローアップのための基礎データを得ることを目的として、毎年実施している実態調査の令和元年度の結果では、以下の傾向が表れています。

青少年（小学生・中学生・高校生）のインターネット利用率は93.2%で、そのうち利用する機器としてスマートフォン63.3%、携帯ゲーム機31.2%、タブレット29.6%となっています。

スマートフォンの保有率では、小学生49.8%、中学生75.2%、高校生97.1%と小学生でも2人に1人が保有している結果となっています。

インターネットの利用目的として上位にあがったのが、小中学生ではゲーム利用で約80%、高校生ではコミュニケーション利用で約90%となっています。

また平日1日あたりの利用時間では、平均で182.3分、3時間以上の利用割合が46.6%となっています。

（４）課題の整理

市民意識調査結果から、当市の子育て支援に関する取り組みに関しては、近隣市と比較しても満足度は高い割合を示しています。他方、子育てに伴う「教育費支援」や「医療費支援」といった『経済的支援』の充実が求められているため、福祉分野の施策の内容等を今後検討していく必要があります。

家庭教育学級保護者アンケート結果から、家庭教育学級に参加したことでの満足度は高い傾向が示されています。反面、自主的に参加する割合が低いため、親が自ら学ぶ意識を高められるような機会を創出する必要があります。

青少年のインターネット利用環境実態調査結果から、青少年がインターネットに依存している傾向が、数字のうえでも表れています。また総務省の令和元年度情報通信白書によると平成30年の個人のインターネット利用率で79.8%、スマートフォン保有率64.7%とインターネットの普及により社会環境全体が大きく変化しています。反面、インターネットの普及に伴い、青少年がネット犯罪に巻き込まれる事態も発生しているため、その対策も他計画と連携して検討していく必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本的な視点～親の育ちを支える～

家庭は教育の原点であり、全ての教育の出発点でもあります。社会が変化している中、家庭の教育力の低下が指摘されるとともに、育児不安、児童虐待、いじめなどが社会問題となっています。また、他人の子どもを注意できないなど、地域の教育力の低下も指摘されています。

このような社会的背景を踏まえ、岐阜県では各家庭が家庭教育を自主的に取り組むことができる環境整備に努めるとともに、「家庭教育を地域全体で応援する社会的気運を醸成することで、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる岐阜県の実現」をめざして、『岐阜県家庭教育支援条例』を制定しています。

恵那市でもこれまで行われてきた家庭教育を支援するための取り組みを更に進め、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、自主的に取り組むとともに、家庭を取り巻く地域、学校、事業者、行政、その他皆で家庭教育を支えていくため、各種施策を推進していきます。

①子の発達段階をたどる

家庭は「子育ての基盤」となる場所です。そして子どもにとっては、生きていくための基礎を培う場所でもあります。親（保護者）は責任と自覚をもって子どもたちの健全な成長を手助けし、見守らなければなりません。そのために、自ら成長していくことが求められます。それが親の育ちであり、家庭教育において最も重要なポイントとなります。また地域全体で子どもの成長を見守るため、ふるさとの良さや家庭の良さを語り、郷土愛を高め、引き継ぐことの大切さを伝えることも大事な取り組みとなります。

親育ちの支援を意図して事業を構想するとき、自分の子がこうなって欲しいという姿を明確にし、それを願う親の姿をどのように描くかは、事業の内容を具体的に策定するうえで非常に重要です。そこで、親育ちのステップを、対象である市民が持つ子どもの発達段階に応じて、子育ての手立てを設定することとしました。

子どもの発達に焦点を絞ることで、市民には自身の年齢に関係なく「その年齢の子の、これだけの育ちを支える私であるために」という、親としての学びの視点を明確にすることができます。また、施策を推進する側にとっては、市民にその学びが成立するための情報提供、啓発、組織づくり等の事業推進の視点や段階が設定しやすくなり、親育ちの支援という観点で施策の形成が可能になると考えます。

② 7つのステージ

子どもの発達段階を胎児期、乳幼児期、在園期、小学校期、中学校期、少年期（16～18歳）、青年期（19～24歳）の7つのステージに分け、それぞれの段階において家庭で行われることが望ましい教育（しつけや言動を含めた親としてのあり方、子どもを育てる夫婦としてのあり方など）について、対象となる市民に情報提供を行い、講演、読書、映画鑑賞、体験、ワークショップなどを通じて啓発していきます。

7つのステージの子育て、親育ちの目標と支援する側が心がけるべきことを次頁に表としてまとめました。

子どもの発達に応じた親育ちの目標と支援する側が心がけること

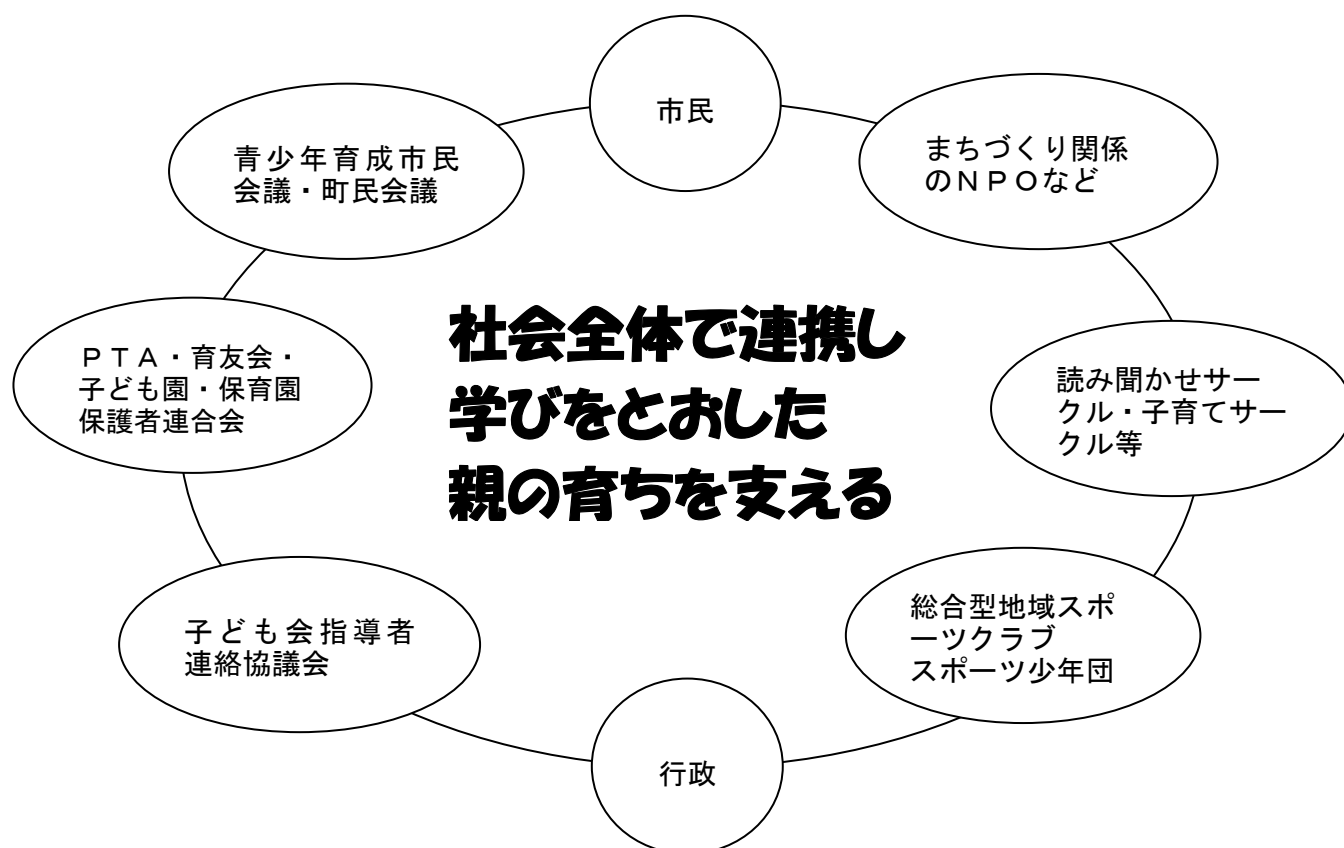
基本的な視点	発達段階の課題と親育ちの目標 (7つのステージ)	支援する側が心がけること
<p>▶視点1 岐阜県家庭教育支援条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な生活習慣 ・ 自律心 ・ 自制心 ・ 善悪の判断 ・ あいさつ及び礼儀 ・ 思いやり ・ 命の大切さ ・ 家族の大切さ ・ 社会のルール <p>▶視点2 発達段階別の切れ目のない支援</p> <p>▶視点3 行政、地域、子育て関係機関の連携支援</p>	<p>①【胎児期】 健康な胎内環境の保持 【親として】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子を育てる責任の自覚 ・ 知識、夫婦で協力することの必要性を習得 	<p>(1) 親になる喜びを伝える (2) 親になる準備（心構え）内容を伝える</p>
	<p>②【乳幼児期】 安心できる親子関係の構築 【親として】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児の心と体の発達の間接性を考え、抱きしめ、無条件の愛情を伝える 	<p>(1) 参加者に居心地のよさを伝える (2) 「自分の子育てをちょっとよくしたい」という思いをうけとめる (3) 親子で参加して「よかった」「楽しかった」という思いを味わってもらう</p>
	<p>③【在園期】 自発性の芽生え 【親として】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 笑顔でほめることの大切さと自分でする習慣を身につけることの大切さを深く学ぶ 	<p>(1) 参加者を不安にさせない (2) 参加者を孤立させない (3) 特に6歳児については、小学校での生活を意識した学習内容を工夫する</p>
	<p>④【小学校期】 自律心や他者意識の芽生え 【親として】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校と歩調を合わせ、自分を律する心を身につけさせる ・ 子どもの話に耳を傾け、食事や家庭学習をともにするなど、ふれあいをもち 	<p>(1) 学校や地域での子どもの様子（現状）を踏まえ学習テーマを設定する (2) 心と体の発達過程について学習内容を工夫する (3) 家庭では対応しきれない問題について課題を提案し、学びにつなげる (4) 地域全体で子どもたちの学びや成長を支える仕組みを構築する</p>
	<p>⑤【中学校期】 自分らしさへの気づき 【親として】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校と歩調を合わせ、人間としての子の良さをみつけ、ほめ、認める ・ 進路（将来）に対する助言を行う 	<p>(1) 家庭では対応しきれない問題について課題を提案し、学びにつなげる (2) 中学生だからこそ大切にしたい親子関係を深める学習内容を設定する (3) 地域全体で子どもたちの学びや成長を支える仕組みを構築する</p>
	<p>⑥【少年期】（16歳～18歳） 自分の個性に誇りを感じる 【親として】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ わが子のよさを認め、励まし、保護者自身の生き方を語る ・ わが子に願う生き方を伝え、離れて見守りながら、愛情を伝え続ける 	<p>(1) 将来親になる中高生の子育てに対する学習内容を設定する (2) 子どもと家族の人権を守るための学習内容を設定する (3) 特別な支援を要する子どもと家族への適切な対応</p>
	<p>⑦【青年期】（19歳～24歳） 社会と自分とのつながりを自覚すること 【親として】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 父として、母として、職業人としての在り方を子どもに語る ・ 人としての良さを認め、信じて、励まし続けることの大切さを学ぶ 	<p>(1) 若者の自立支援の推進 (2) 若者の移住定住促進</p>

③ネットワークを構築する

子育てや、その基盤となる「親育ち」は、現代社会においては大きな関心事であり、市民の期待を受けて、行政の各部局や各種市民団体がこれに関わる事業や活動を推進しています。家庭教育の分野についても、それぞれが確固たる願いやねらいに基づいて活動していますが、組織や団体同士のつながりは弱い面があり、それぞれが結び付きを強め、連携して行えばもっと大きな効果が挙げられます。

そこで本計画の策定を契機に、行政の各部局、関係各課等が協力して事業を推進していきます。

また市内にある各種団体や子育てに関わる団体、サークル等が連携を図って子育てができる仕組みの構築を目指し、団体と団体、あるいは団体と行政がゆるやかにつながりながら計画を推進していきます。



(2) 計画の基本理念

これらを踏まえ、『第5期家庭教育支援計画・ステップ親子学びプラン』では、市民一人ひとりの心に三学の精神「書に学ぶ」「求めて学ぶ」「学んで活かす」が息づき、『ふるさと・ひとそだて恵那プラン・恵那市教育振興基本計画』と同様に「主体性」「社会性」「郷土愛」の3つの力を生涯にわたって身に付けていくことができるよう、「ふるさとを愛し、学び続ける人を育てる恵那の教育」を基本理念とします。

ふるさとを愛し、学び続ける人を育てる 恵那の教育

(3) 施策の体系

基本理念を実現するため、恵那市教育振興基本計画の3つの基本目標に基づき、取り組みをすすめていきます。

基本理念	つけたい力	基本目標	具体的な施策の展開
育ふるさとを愛し、学び続ける人を育てる恵那の教育	主体性	【基本目標1】 自ら学び、社会を生き抜く力を育む	(1) 妊産婦・乳幼児への切れ目のない支援 (2) 子どもの健全育成対策 (3) 教育・学習環境の充実 (4) 次代の親の育成
	社会性	【基本目標2】 人とのつながりを大切にする、豊かな心を育む	
	郷土愛	【基本目標3】 ふるさとを愛し、誇りに思う心を育む	

第5章 具体的な事業の展開

別表のとおり

第6章 計画の推進体制

市民と行政の協働による推進

市では、これまでも家庭教育の向上をねらいとした事業を展開してきましたが、第3章の「課題の整理」であげられた課題に対しても対策を講じていく必要があります。

子ども達が恵那市に生まれたことに誇りと愛着を持ち、全ての保護者が安心して子どもを生み育てられる環境を整えるには、地域住民による様々な協力が必要であり、市民一人ひとりがこの計画の推進役となる必要があります。そこで、計画の推進にあたっては、より多くの市民に参加していただき、学びをとおした人材育成に重点をおいて事業を展開します。

また計画の推進にあたっては、福祉、教育、保健、医療、雇用、生活環境など多様な分野にわたっているため、行政の各部局や関係各課等がより一層連携を密にして施策を推進していきます。

そして関係各課が、それぞれの立場から子育てに対する役割を認識し、情報の共有化を図りながら、連携・協力体制を強化していきます。また、広域的に取り組む必要のある事項については、岐阜県および近隣市と連携して推進していきます。

年 月 日	内 容
平成 18 年 4 月	親が子どもたちにどのように向き合ったらよいかを家庭、行政、地域、学校などが連携し考えるための計画を考案。第 1 期家庭教育支援計画『ステップ親子学びプラン』の作成開始。おもに社会教育委員会で審議
平成 20 年 4 月	第 1 期家庭教育支援計画『ステップ親子学びプラン』策定
平成 23 年 4 月	第 2 期家庭教育支援計画『ステップ親子学びプラン』策定
平成 26 年 4 月	第 3 期家庭教育支援計画『ステップ親子学びプラン』策定
平成 29 年 4 月	第 4 期家庭教育支援計画『ステップ親子学びプラン』策定
令和 2 年 7 月 14 日	第 1 回社会教育委員会 ・第 5 期家庭教育支援計画策定の方針を決定
令和 2 年 8 月 27 日	第 1 回第 5 期家庭教育支援計画策定部会
令和 2 年 9 月 25 日	第 2 回第 5 期家庭教育支援計画策定部会
令和 2 年 10 月 23 日	第 2 回社会教育委員会 ・第 5 期家庭教育支援計画策定（案）の審議
令和 2 年 11 月 20 日	第 3 回社会教育委員会
令和 3 年 1 月 22 日	第 4 回社会教育委員会 ・第 5 期家庭教育支援計画策定（案）の審議
令和 3 年 3 月 5 日	第 5 回社会教育委員会 ・第 5 期家庭教育支援計画策定（案）の承認
令和 3 年 4 月 1 日～	第 5 期家庭教育支援計画『ステップ親子学びプラン』の運用

親おやを賞しょうするの辞じに曰いわく

庭訓ていくん素そ有ありと

子こを賞しょうするの辞じに曰いわく

能よく庭訓ていくんに從したがうと

佐藤一斎 先生「言志録一一四條」抜粹

親をほめる言葉として、家庭での教育がしっかりしているから、立派な子どもが育っている」と言い、子どもをほめる言葉として、「よく、お父さんやお母さんのいうことを聴いて、きちんと育っていると」言います。



ステップ親子学びプラン
－第5期恵那市家庭教育支援計画－

■発行／恵那市

〒509-7292 恵那市長島町正家一丁目1番地1

TEL0573-26-2111（代）FAX0573-26-2155

<http://www.city.ena.lg.jp>

■発行日／令和3年4月1日

■編集／生涯学習課

本書の内容は、恵那市の上記のウェブサイトでも
ご覧いただけます。